

「公共建築工事の発注者の役割」解説書の概要

- 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において明確にされた「**公共建築工事の発注者の役割**」※1について、発注者の理解の促進を図るため、平成29年6月に**解説書を作成、平成30年10月に改定(第二版)**※2

(解説書の主な内容)

- ・発注者の役割に関する解説
- ・国土交通省の官庁営繕事業における運用事例
- ・参考資料のタイトル・URL (技術基準、ガイドライン等)

※1 A:企画・予算措置を行う事業部局との連携 B:公共建築工事の発注・実施

※2 発注者が参照しやすいよう、発注者の役割ポータルサイトに参考資料のリンク一覧を掲載
発注者の役割ポータルサイトURL<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html>

- 本解説書については、**発注者のニーズを踏まえた検討成果や時代に応じた新たな内容を追加するなど、継続的に見直すこととしている。**

今回の改定概要

- **令和元年に新・担い手3法が施行される**とともに、これを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことから、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえ、**令和3年7月に第三版として解説書を改定**

(※担い手3法:公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律)

<本文への追記>

- ・建築設計業務における働き方改革の取組
- ・中央建設業審議会の「工期に関する基準」に即した工事の工期とする必要性
- ・施工時期の平準化の必要性
- ・適正な予定価格の設定に関する取り扱い 等

<参考資料の追加>

- ・「発注者支援業務等業務委託様式事例集」
- ・「地方公共団体におけるピュア型CM活用方式ガイドライン」
- ・「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」 等

- 今後も引き続き、多様な発注者のニーズや時代に応じた新たな内容を追加するなど、継続的な見直しを行う

○ 解説書では、答申本文をNO.1～19に分割し、以下の「・」44事項を解説(赤字は主な変更点)

1	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事」の範囲等 ・公共建築工事と公共土木工事・民間建築工事との対比 ・「発注者の役割」という用語 	8	<ul style="list-style-type: none"> ・事業部局に対する技術的な助言 ○施工時期等の平準化の必要性を追記 ・事業の合理性や経済性の確保 ・事業の実施の優先順位や緊急性の評価 	14	<ul style="list-style-type: none"> ・設計意図伝達業務の適切な発注 ・設計意図伝達業務の設計図書を作成した設計者への発注 ・工事監理業務の適切な発注
2	<ul style="list-style-type: none"> ・国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質の確保 ・国等の政策 ○建築設計業務における働き方改革の取組を追記 ・地方公共団体における公共建築工事の発注者にも向けられた答申 	9	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在的な諸条件の把握 	15	<ul style="list-style-type: none"> ・設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話 ・発注条件の変更に当たっての事業部局との協議 ・契約変更の適切な実施 ○参考資料として「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」を追加
		10	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な事前調査 		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・事業部局と発注部局それぞれの責任 ・発注の部局の責任者 ・品質、工期、コストが適切なものとなるよう調整 ○中央建設業審議会の「工期に関する基準」に即した工事工期とする必要性を追記 	11	<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事において必要な事前調査 ・アスベストの有無の調査 ・改修工事の場合において、工事の段階で行うことが合理的な調査 	16	<ul style="list-style-type: none"> ・追加の調査・試験等
4	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士が適切に業務を実施できるための配慮 ・品質を確保する上で必要となる業務内容の適切な設定 	12	<ul style="list-style-type: none"> ・設計者としての善良な管理者としての注意義務 ・必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件 ・把握した諸条件の調整と発注条件の取りまとめ 	17	<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事等の関係法令等に基づく適切な実施 ・工事の段階における既存建築物の状況確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ・建築市場は民間建築工事が大多数 ・民間市場の動向の発注条件への適切な反映 ・民間市場の動向の予定価格への適切な反映 	13	<ul style="list-style-type: none"> ・最も適した設計者の選定 ・最も適した施工者の選定 ・成績評定の発注者間での相互利用 ・業務内容に応じた適正な予定価格の設定 ○難易度補正の内容変更の反映 ・適切な積算数量の算出 ・工事内容に応じた適正な予定価格の設定 	18	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の使い方等の適切な伝達
6	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者支援 ○発注者支援の参考資料として「発注者支援業務等業務委託様式事例集」、「地方公共団体におけるピュア型CM活用方式ガイドライン」を追記 			19	<ul style="list-style-type: none"> ・発注と実施に関する説明責任
7	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等に規定された発注者の責務等 				